

## 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について2011年度

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)に基づき、当社が、2011年度(2011年4月1日~2012年3月31日)に実施した再資源化等の状況を公表致します。

引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して参ります。

### 1. シュレッダーダスト<sup>※1</sup>

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成 21 年 9 月 1 日

#### 2) 再資源化(リサイクル)の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったシュレッダーダストについて	(1) 総重量	1,413.339t
	(2) 使用済自動車の台数	4,886 台

#### 3) 収支の状況

(1) 資金管理法人(公益財団法人自動車リサイクル促進センター)から払渡しを受けたシュレッダーダストに係る再資源化等預託金の額の総額	61,341,441 円
(2) シュレッダーダストの再資源化に必要な行為に要した費用の総額	49,802,034 円

※1 シュレッダーダスト:

破砕業者が、廃車ガラ(解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体)をシュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

## 2. エアバッグ類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成 21 年 9 月 1 日

### 2) 再資源化(リサイクル)の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要の行為を行ったエアバッグ類について	(1) 重量	1,131.0kg
	(2) 個数	7,910 個
	(3) (2)のうち解体業者において取外し回収された個数	1,760 個
	(4) (2)のうち解体業者において車上作動処理された個数	6,150 個
	(5) 使用済自動車の台数	3,954 台
	(6) (5)のうち解体業者において取外し回収された使用済自動車の台数	1,305 台
	(7) (5)のうち解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数	2,629 台
	(8) (5)のうち解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを車上処理した使用済自動車の台数 <sup>※1</sup>	20 台

※1 一部回収一部作動処理:

ある車に搭載されているエアバッグ類のうち、一部については取り外して回収し、一部については車上作動処理することによって処理をする方法。エアバッグ類の種類によって車上作動しないものがあるため、このような処理をする車がある

### 3) 収支の状況

(1) 資金管理法人(財団法人自動車リサイクル促進センター)から払渡しを受けたエアバッグ類に係る再資源化等預託金の額の総額	7,698,504 円
(2) エアバッグ類の再資源化に必要な行為に要した費用の総額	9,019,546 円

### 3. フロン類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成 21 年 9 月 1 日

#### 2) 破壊の実施状況

再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類について	(1) CFC の量	57.174kg
	(2) CFC に係る使用済自動車の台数	221 台
	(3) HFC の量	1205.896kg
	(4) HFC に係る使用済自動車の台数	4,172 台

#### 3) 収支の状況

(1) 資金管理法人(財団法人自動車リサイクル促進センター)から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額	9,769,618 円
(2) フロン類の破壊に必要な行為に要した費用の総額	10,693,787 円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

[自動車ユーザー関連](#)

[事業者関連](#)